

在宅介護をされている方へ 介護用品給付事業および家族介護慰労金支給事業

寝たきりや認知症など、重度要介護高齢者（65歳以上）を在宅で介護している家族の経済的・身体的な介護負担を軽減し、高齢者の在宅生活の継続を支援します。

持参物 認め印・介護保険被保険者証 **申込** 長寿政策課予防係

| | 介護用品を支給します －介護用品給付事業－ | 慰労金を支給します －家族介護慰労金支給事業－ |
|------|--|---|
| 支給内容 | 1年間1人あたり7万5千円以内で、紙オムツ・尿とりパッド・使い捨て手袋・消臭用品・清拭用品を支給します。 | 1年間1家族あたり10万円を支給します。 |
| 主な要件 | ① 要介護者が要介護4以上、またはそれに相当する状態であると認められる者であること。 | ① 支給申請日前1年間、要介護者が要介護4以上、またはそれに相当する状態であると認められる者であること。 |
| | ② 介護者、要介護者ともに、介護保険料の滞納がないこと。（共通） | |
| | ③ 介護者、要介護者ともに、生活保護を受けていないこと。（共通） | |
| | ④ 介護者、要介護者ともに、市民税非課税世帯であること。 | ④ 支給申請日前6か月間、法に規定する居宅サービスまたは施設サービスを利用しておらず、医療機関等に入院していないこと。 ※年間1週間程度の短期入所生活介護および短期入所療養介護の利用または医療機関等の入院を除く。 |

問 長寿政策課 ☎ 63-9112

児童手当現況届の提出

5月現在の児童手当受給者は、6月に現況届を提出する必要があります。

この届けは、6月1日（土）における状況を記載し、児童手当を引き続き受けることができるかどうかを確認するためのものです。この届けの提出がない場合は、6月分以降の児童手当が受けられなくなりますのでご注意ください。対象者には5月下旬に届出用紙を送付しています。

受付期間

6月3日（月）～6月28日（金）（土・日を除く）

問 福祉事務所子育て支援室 ☎ 63-1114

有料広告

JA全農こうち指定

命の鍵を握っているのはシロアリです。

地震の際、シロアリ被害を受けた建物は倒壊の危険が増し、人命が失われる恐れがあります。



友清白蟻 高知市前里70番地3 ☎(088)824-1501

有料広告

宿毛で散骨代行業がスタート(令和元年5月1日～)
「死後のあなたはどう有りたいと思いますか」

衝撃的な言葉ですが現実の事です。今この事が大きく問われています。

私達がお答え致します。お問い合わせください。

散骨代行業 祈りの丘
090-1952-6003